

意匠分類記号	意匠分類の名称
K2-72	釣用小物ケース

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K2-7	一	釣用小物入れ

参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C0-10	小物整理用具
D6-440	整理箱
J7-15	救急箱、薬入れケース

再掲載指示

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品

釣用小物入れ	釣用餌箱	釣針ケース
--------	------	-------

定義

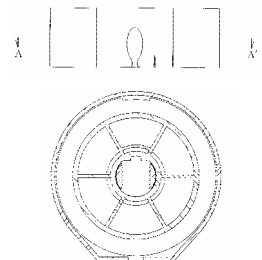
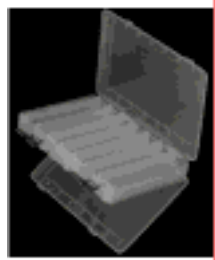
魚釣り用具のうち、特に釣り糸、釣り針、おもり、ルアー等の釣り元用具に代表される小物類を収納するもの。釣り用カバン、釣り用バッグ類に再収納される程度の大きさのものを主とする。従って、手提げ部等は通常具備しない。

登録 1129371 号
イカ釣り針用ケース

登録 1098710 号
釣り用具ケース

登録 1176498 号
釣り用具用小物収納ケース

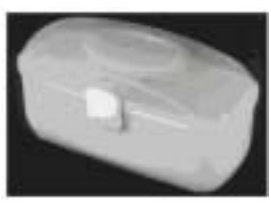
登録 1130770
小物入れ付き釣り糸巻き



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

事務用小物入れは、F2-7231に分類する。(F2、K2はC0に優先する)
汎用の「小物入れ」と判断される場合はC0台に分類する。

C0-100A 登録 1101948
整理用ケース



釣り糸を巻き付けて販売するリール(巻き芯)は→F4-9114:包装用巻き芯へ。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

--	--